

南 部 町 文 化 賞 表 彰 基 準

表彰の種類 (規則第2条)	表 彰 の 基 準	
	表彰の基準	運 用
1項 文化功労賞	ア 永年にわたり当町の文化の向上発展に貢献し、その功績が優れていると認められるもの	・20年以上にわたり文化協会・団体の役員をつとめ、町の文化向上発展に貢献し、その業績が顕著と認められた個人
	イ 当町の文化向上発展に対する貢献年数が10年以上であるもの	・10年以上にわたり個人又は団体の指導育成につとめ、町の文化向上発展に奇与し、その業績が顕著な個人又は団体
	ウ 年齢は、原則として50歳以上であるもの	
2項 文化賞	ア 全県的規模より大きい規模の展覧会、発表会等において優れた評価を受けたもの又はこれらと同等の業績を挙げたもので、当町の名誉を高揚し、若しくは町民の模範とされるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的規模の各種展覧会、発表会及び大会等に出品又は出場し、その成績が顕著な個人又は団体の構成員 ・東北大会規模の各種展覧会、発表会及び大会等において、優秀な成績をあげた個人又は団体の構成員 ・全国・東北大会に出場・出品し、その成績が優秀な個人又は団体の構成員 ・民間企業、学校法人等主催の全国的募集の各種展覧会（コンクール）、発表会及び大会等において、最上位の賞を受賞した個人又は団体の構成員
3項 文化奨励賞	ア 全県的規模の展覧会、発表会等において特に優れた評価を受けたもので、当町の名誉を高揚し、又は町民の模範とされるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・全県的規模の各種展覧会、発表会及び大会等において、最優秀賞・金賞等を受賞した個人又は団体の構成員 ・県の代表として、全国・東北大会に出場・出品した個人又は団体の構成員 ・民間企業、学校法人等主催の全国的募集の各種展覧会（コンクール）、発表会及び大会等において、優秀賞・銀賞等を受賞した個人又は団体の構成員